

第6回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

日 時：令和4年8月2日（木） 14:00～16:00

場 所：労働委員会会館 6 1 2 号 室

○土井建設安全対策室長 皆様、本日は、大変お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより、第6回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開会いたします。

初めに、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただいております。改めて御案内いたしますけれども、それ以降の撮影は御遠慮いただきたくお願い申し上げます。

本日は、参集者のうち、込田参集者、鈴木参集者が御欠席でございます。

○高松技術審査官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元にあるクリップ留め、「第6回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」という議事次第があるものを御覧ください。クリップを外していただきまして、議事次第の下に、資料1「足場の安全点検について」、資料2「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書（案）」という形で資料をお出ししているところです。

資料の過不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

それでは、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、これからの撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

議事の前に、前回会合の議事録を皆様の机上に配付しているところです。前回会合後、事務局からメールで確認依頼をしておりましたが、一部の方に返信がなかったところがございます。前回発言された参集者におかれましては、修正意見があれば、今週中に当方まで送付いただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。修正意見に関しては今週で締め、来週には議事録を公開いたしたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

それでは、議事に入ります。

蟹澤座長、よろしくお願いいたします。

○蟹澤座長 皆さん、本当に危険な暑さの中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日も、円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

今日は、事務局資料として1～3が用意されております。3は、その他ですね。

議事に沿って、まず、資料1、事務局から説明をお願いいたします。

○高松技術審査官 それでは、資料1を御覧ください。

前回会合で幾つか御意見がありました足場の安全点検に関して、当方の考え方を説明いたします。

まず、「1. 足場の点検等に関連する労働災害発生状況」があります。ここについては、足場での通常作業中に発生した死亡災害を主にフォーカスしているところですが、そのうち多数が手すり・中さん等がない状態でのものでもございました。令和元年から令和3年に発生したこれらの足場での通常作業中に発生した死亡災害では、安衛則の第576条第1項または第2項に定められている足場の点検を行っていないものも散見されたところです。こちらで把握できる限りで数えたところ、28事例7事例、4分の1が、足場の点検を何かしら行っていないことが確認されたところでもございます。

「2. 足場の点検等に関する現行法令や通達」について、改めて説明いたします。

釈迦に説法かもしれませんが、まず、安衛則での規定としては、第567条で、事業者は、足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないとされており、これは、いわゆる「作業開始前点検」と言われるものです。第576条第2項として、事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候もしくは中震以上の地震または足場の組立て、一部解体もしくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないとされており、第2項第1号～第9号でどのようなものを点検しなければならないのかということを決めているところです。例えば、床材の損傷や取付け及び掛渡しの状態、第4項の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無、第6項の脚部の沈下及び滑動の状況など、それなりの点検項目で、それなりの知識が必要なものであるとこちらでは認識しているところです。第3項として、事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないとされており、点検結果と点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合についてはその措置の内容を記録しなければならないとされているところです。また、ここでいうと主に元請だと思いますが、注文者に関しては、請負人の労働者に足場を使用させるときは、この当該足場について次の措置を講じなければならないとされており、第2号に、イ～リ、第567条第2項と同様の内容を点検しなければならないとされているところです。なおかつ、第655条第2項で、注文者は、前項第2号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないとされているところです。分かりやすくするために、以後、第517条第1項の点検を「作業開始前点検」、第567条第2項や第655条の点検を「組立て等後点検」とさせてもらえればと思っております。これは、あくまでも議論のための略称でございます。

続いて、通達でございます。足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱、いわゆる「推

進要綱」でございますけれども、その記載において、まず、第3の3「(5)足場の点検」のウで、これは組立て等後点検でございますけれども、上記ア及びイの点検実施者は、別添3(2)に掲げる者等、十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては、足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用することとされております。また、第3の4「(4)足場の点検」においては、作業開始前には、安衛則第567条第1項に基づき、手すりや交差筋かい等の取り外しや脱落の有無について点検及び補修を実施すること、なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第567条第2項各号に掲げる足場の構造等に関する事項について併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと、点検実施者については、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名することとされております。ここで推進要綱において足場の組立て等後の点検実施者に関しては4要件が示されておまして、足場の組立て等作業主任者であって足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント等の労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る計画作成参画者に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う仮設安全監理者資格取得講習、建設業労働災害防止協会が行う施工監理者等のための足場点検実務研修を受けた者等、十分な知識・経験を有する者を指名することとされているところです。これらについては、便宜上、「4要件」とさせてもらいます。

関連する安衛則の規定としては、足場の組立て等作業主任者についての条文があります。これが第565条と第566条でございます。まず、第565条では事業者は高さ5メートル以上の足場の組立て作業等の作業においては足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから足場の組立て等作業主任者を選任しなければならないとされており、第566条で足場の組立て等作業主任者の職務を規定しているところでございます。

災害発生状況と法令を少しおさらいさせてもらいましたけれども、そこら辺を踏まえて、これは第5回までの議論で皆様方に検討していただいたところでございますが、まず、その課題といたしましては、死亡災害を見ると、手すり・中さん等がない状態で作業しているものや足場の点検が行われていないものが散見されていることが分かっていると思えます。そのため、取りまとめの方向性として、前回と同様に、足場の点検の確実な実施を提示させてもらえればと考えております。

「4. 具体的な措置」としては、(1)～(3)がでございます。

まず、(1)作業開始前点検でございます。推進要綱では、点検実施者は事業者が指名することとされているところです。こちらの案としては、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすることによって、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施し、点検の抜けや漏れを防ぐようにしたいと考えております。指名の方法については、書面によるもの、朝礼などの口頭のみならずメールや電話によるもの、あらかじめ点検者の優先順位を決めておくなど、柔軟に対応できるようにしてまいりたいと考えております。点検実施者に関しましては、作業開始前点検については、手すりなどの足場

用墜落防止設備を取り外しや脱落の有無の確認のみであることから、特段法令上定めることはなく、点検者の能力に関しては推進要綱に示すものを引き続き推奨することとさせてもらえればと考えております。

続いて、(2) 組立て等後点検でございます。これに関しても、推進要綱では点検実施者は事業者が指名することとされているところです。作業開始前点検と同様、組立て等後点検に関しましても、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすることによって、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施するような体制になっていければと考えております。指名の方法についても、作業開始前点検と同様に、事業者において柔軟に対応できるようにしてまいりたいと考えております。一方、点検実施者に関しましては、組立て等後点検は、作業開始前点検に比べて、行うべき事項が多くて、なおかつ、専門的な事項が含まれているため、点検者の能力を担保する必要があることや、足場上での通常作業や作業開始前点検を実施する上で基礎となる重要な点検であることから、足場の構造について必要な知識・経験を有する者であることを法令上明確にしたいと考えております。

(3) 組立て等後点検実施者の要件といたしましては、まず、前提としては、現状で推奨しているところとしては推進要綱での4要件でございます。点検の実態を見ますと、これは第5回会合の参考資料1を御覧いただければと思いますが、組立て等後点検の実施者に関しては、4要件に含まれる能力向上教育を受けた足場の組立て等作業主任者などが約55%、職長等が約39%、それ以外が約6%となっております。このうち、職長等については、その多くが、作業主任者資格を有する、いわゆる作業主任者の上司に当たる方々ではないかと、こちらでは考えているところです。また、こちらで調べた限り、足場の点検が不適切に行われた、つまり、足場の点検の実施者の能力不足が原因で労働災害に至ったケースはほとんど見られない状況にあるということが言えます。こうしたことから、組立て等後点検実施者に関しましては、現状で点検を実施している人の能力を基本としつつ、必要な知識・経験を有する者とするのが適当であると考えております。また、組立て等後点検に関しましては、足場の組立てに関する知識はもとより、様々な足場において実際の作業に携わることによって得られた知識の蓄積によつて的確な実施が可能になると考えているところですので、ここでは足場の組立て等作業主任者として一定の経験を持っている人が点検を実施することが適当ではないかと考えております。このほか、これは第4回会合でいろいろな方々から御意見がありましたが、事業者によっては独自に足場の点検のための教育を実施して自社で点検者を養成している例があることから、こうした点に配慮する必要があるのではないかと考えております。このようなことから、組立て等後点検実施者の要件といたしましては、推進要綱に示す4要件のほか、作業主任者であつて3年程度の実務経験を有する人、事業者が行う社内研修であつて一定の点検に関する内容や時間を満たす者など、4要件の同等程度のものが適当ではないかと考えているところです。

資料1の説明は、以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

足場の安全点検につきましては、前回の会合でも幾つか御意見をいただいたところですが、今御説明がありました本件に関して御意見がありましたら、挙手の上、御発言ください。いかがでしょうか。

日建連、どうぞ。

○本多参集者 日建連の本多でございます。

取りまとめと御説明をどうもありがとうございました。

建設業界側の立場を改めて申し述べたいと思います。

3年前に、建設4団体で、厚労省さん、議連の方々に文書で提出したことに基づき、お話ししますと、この足場の点検につきましては、厚労省通達で点検実施者の要件を例示するという現行の取扱いを今後もそのまま継続することが望ましく、その要件を罰則つきで法制化することについては賛同ができないところでございます。すなわち、足場の点検強化は法定点検の励行に尽きるのであって、点検実施者の要件を法令で定め点検実施者を限定することは、問題の解消につながらないばかりか、むしろ点検実施者の減少等を招き点検の確実な実施確保に逆行する対策ともなりかねないということで、正式に表明させていただいております。

これについて、若干お時間をいただきまして、現実、実情を踏まえて、具体的に少し申し述べたいと思います。

厚労省さんが示された組立て後点検の省令改正イメージによりますと、省令では、先ほど申し上げた旨を定めた上で、通達・事務連絡にて知識・経験を有する者として3年以上の実務経験を有する足場の組立て等作業主任者を例示しております。一方で、厚労省さんがこの実務者会合に当初に提示された資料によりますと、足場点検に関する最大の課題は、足場の組立てで点検等が実施されていない建設現場が生じていることであると考えべきであります。しかも、点検が不適切に行われたことに起因して足場に係る労働災害が発生しているという報告は行われておらず、点検者の知識等が不十分であるまたは点検者が指名されていなかったために労働災害が発生しているわけではございません。この辺につきましては、今回会合の資料にも点検が不適切に行われたことが原因である災害が発生しているものではない旨が明確に記載されております。したがって、建設現場の実情や足場に係る労働災害の発生状況等を踏まえた場合には、足場組立て等後点検の強化に関しては、法定点検の励行が最も重要であると考えべきだと考えます。また、事務連絡等で推進要綱4要件と同程度のもので一定の範囲内のものを新たに加えたとしても、通達等で示された知識・経験を有する者の中から点検者を指名することを法令で義務化したのでは、点検実施者の要件を法令で限定することと実質的に同じ効果をもたらすことになりかねません。しかも、安衛則第567条第2項には罰則の適用があり、強制力は格段に強まってしまうこととなります。厚労省さんが示された省令改正イメージ案は、足場点検に係る喫緊の課題とは違うものと言わざるを得ない内容でございまして、この案では、足場に係る

労働災害の発生を未然に防止するという課題の解消にはつながらないばかりか、点検実施者が通達等で示された者に限定される結果、繰り返しになりますけれども、組立て等後点検を速やかに実施することが困難になる事例を増やすことにつながりかねません。よって、知識・経験を有する者のうちから点検者を指名することを法令で義務づけた上で、通達・事務連絡等により知識・経験を有する者を例示することについては、現段階では、建設従事者の体と命を守る建設業者の立場としては、従来どおり、賛同できかねるところでございます。

引き続き、恐れ入りますけれども、具体的な問題を少し挙げたいと思います。足場の組立て等後点検は、足場の組立て、一部解体もしくは変更の後だけではなく、例えば、10分間の平均風速が毎秒10メートル以上の風が吹いた場合、1回の降雨量が50ミリメートル以上の雨が降った場合、あるいは、震度4以上の地震があった場合にも実施が義務づけられていることを忘れてはならないと考えます。強風、大雨、地震の場合には、工程表に点検日程を組み込んでおくことは不可能であり、雇用する労働者が少ない中小零細建設業者にとっては、通達等で示された知識・経験を有する者がその都度手配できるとは限らず、足場の点検が実施されるまでの間は足場を使用する作業を行うことができないため、工事を一時的に中断せざるを得ないなど、著しい不利益が生じること、あるいは、点検未実施の法違反を招きかねないことが懸念されます。また、足場の組立て等後点検は、安衛則第567条第2項により、事業者、いわゆる下請に義務づけられているだけではなく、安衛則第655条第1項と第2号により、注文者、元請による同様の義務が課せられております。足場の組立て等の作業を直接行わない建設事業者の場合には、足場の組立て等作業主任者は在籍していないことが一般的です。そうした建設事業者が元請になる場合には、推進要綱4要件のうち、足場の設置等の届出に係る計画作成参加者に必要な資格を有する者や、推進要綱で限定的に示された研修または講習の受講者等に足場の組立て等後点検等を行わせるしかなくなります。木造建築工事を含む小規模工事、リフォーム、補修工事等の場合には、地元の中小零細建設業者が元請となる場合が多いですが、足場の一部変更等は、作業の進捗状況等を踏まえて随時決定されていくものであるため、あらかじめ計画しておくことは困難であり、知識・経験を有する者を手配することが困難な場合が生じかねないことも危惧しております。

そこで、当方としましては、当面は事業者や注文者に足場組立て等後点検の実施を義務づけている現行法令の遵守を徹底させていくとともに、推進要綱等に基づき、建設事業者の自主的な取組を促す取組を継続・発展させていくことが肝要であると考えます。また、建設現場の現状や足場に係る労働災害発生状況等を踏まえた場合には、足場組立て等後点検が確実に実施されるようにしていくための施策が求められていると認識しておりますので、行政や建設業界等が連携して足場組立て等後点検の重要性について啓発・指導するキャンペーンを企画・実施することで、建設事業者及び関係労働者の安全意識を高め、足場組立て等後点検を確実に実施する機運を醸成していくべきであると考えております。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントはありますでしょうか。

○高松技術審査官 繰り返しになりますけれども、組立て等後点検に関しましては、内容が高度かつ多岐にわたるので一定の能力が必要であるところとしては考えておきまして、一方で、先ほど本多参集者がおっしゃられたとおり、足場の点検者の能力不足によって災害が発生したというデータはございませんので、点検者に求める能力は現状で適切に点検を行っているものをベースにしたいと当方としては考えているところでございます。御意見としては、承るところでございます。

以上です。

○蟹澤座長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○青木参集者 住団連の青木です。

1点なのですが、組立て後において、4要件にプラスアルファを法定する形になったようなのですが、4要件にプラスアルファができて、逆に、そうではない作業開始前は法定にはしないとっておきながら、こちらは4要件のままというのも変な形だと感じたのですが、もしそういうことであれば、大本の推進要綱そのものを4要件にプラスアルファとしないとおかしいかなという感想なのですが、いかがでしょうか。

○高松技術審査官 作業開始前点検が4要件という趣旨の御質問でしょうか。質問の趣旨が分からなかったのですが。

○青木参集者 推進要綱の中で、4要件が別添3(2)にあると思うのですが、それに対して、今後、組立て等後点検の実施者の要件については、それにプラスアルファ、最後の資料にあります。4要件のほか、作業主任者であってという2つほどをここでプラスして考えるというお話です。そうすると、この推進要綱そのものを増やすという意味なのでしょうか。それとも、推進要綱はそのまま、この場合だけ、組立て等後点検者の法定の内容に関してだけ、4要件にプラスアルファとすることなのでしょうか。

○高松技術審査官 仮にここで足場の組立て等後点検の実施者について知識・経験を有する者と規定した場合は、推進要綱は当然法令に合わせて改正することにはなるのかなとは思っております。論理的には推進要綱の要件も当然こちらに含まれるということですので、どういう書きぶりになるかは想像が付きませんが、いずれにせよ、推進要綱自体について何か手を入れる必要があると考えているところです。

○青木参集者 そうすると、作業開始前点検についても、ある意味、4要件にプラスアルファとなると。

○高松技術審査官 作業開始前点検に関しては、点検者の要件に関して定めるつもりはありません。

○青木参集者 定められていないとしても、今、作業開始前点検は推進要綱の推奨になっているのですよね。

○高松技術審査官 作業開始前点検については、4要件ではなく、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名することとなっているところです。誰を指名するかということについて、作業開始前点検では、こちらとして何か定めようという意図はございません。

○青木参集者 そういことですか。「引き続き推奨する」と「4. 具体的な措置」の(1)の終わりに書いてあったものですから、今までも推進要綱に示すものを推奨していたと。

○高松技術審査官 そうですね。職長等にしてくださいということは推奨していたものです。

○青木参集者 そうすると、推進要綱がもし変われば、そのとおりになるということですね。

○高松技術審査官 そうですね。この案のとおりになるかならないかはさておき、この案のとおりに仮に法令改正がされた場合、推進要綱で改正すべき点は恐らく組立て等後点検のほうになると思います。作業開始前点検については、違いとしては指名を義務化するかしないかの違いだけで、誰がやるかということについてこちらで何か定めるつもりはありませんので、引き続き、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者を点検者とするところの改正になるのではないかと考えております。

○青木参集者 分かりました。結構です。

○蟹澤座長 よろしいでしょうか。

次は、手が挙がっていましたので、こちらにアクセスをお願いします。

○杉森参集者 全国仮設安全事業協同組合の杉森でございます。

私から、前回もお話ししたように、皆様方、これまでのいろいろなこの4要件に至った経緯とか、どういうことがバックボーンにあるのかということで、御存じないところもあるかもしれない。一応、まずはその紹介をした上で意見を述べたいと思います。

もともと、この十分な知識・経験を有する者による点検の指名については、平成21年、手すり先行工法等に関するガイドラインが改正されたときに、点検等の実施体制というところの点検者の指名の中で、イは足場の組立て後の点検なのですが、イの点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講しているなど、十分な知識・経験を有する者を指名することと、まず、ここで明確にガイドラインの中に示されました。

これに基づいて、平成23年に、国土交通省住宅局において、国交省の中で建設工事の事故防止のための重点対策を出される中で、当然、国土交通省としても、住宅局から、安全点検の充実ということで、このガイドラインのこの文言に基づいて十分な知識・経験を有する者による点検を推奨していくことになったのです。このときに住宅局から言われたこ

とは、要は、住宅局は直轄工事がないので、対象となる発出先が、地方自治体、URさん、財務省、要は公務員宿舎、防衛省、自衛隊の隊員宿舎の方々が対象となるので、こういう方々に対して十分な知識・経験を有する者とはどういう人ですかと聞かれたときに、国が発出するもの、それも地方公共団体とかの公的などところに出すということで、厚生労働省の建設安全対策室等に対して、この「等」も含めたところ、十分な知識・経験を有する人などという中にはどういったものが含まれるのですかというやり取りを複数やられた結果、この4要件が厚生労働省から示されて出てきたということになります。それをもって国として地方自治体を含めたところに対して公的に出されたのが平成23年になります。

それに基づいて、次、土木とか、直轄工事をやられるところに対して、どういうものが明確になるのかということで、平成24年に、当時の建設安全対策室長から、事務連絡として、うちの組合も含め、全国のいろいろな関係団体に対して「足場等の安全点検の確実な実施について」ということで出されました。その中で、「3 足場等の安全点検の確実な実施」の(2)に挙げられた、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けている者など、十分な知識・経験を有する者に該当する者を、下記のとおり、明確にしました。つきましては、足場の組立て・変更時の点検を実施する際には、下記に挙げる者から点検実施者が指名され、足場等の安全点検が確実に実施されるよう御協力をお願いしますということで、先ほど言いました4要件を1個ずつ読み上げましょうか。

- 1 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- 2 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 3 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1又は2に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

一応、この4要件が挙げられたのですね。ここまできちんと4要件を挙げられている中で、問題は、先ほどいろいろ本多参集者からも御意見がありました。まずは、先ほど厚生労働省さんからお話がありましたとおり、作業主任者に携わることによって得られた経験の蓄積は、足場を組むテクニックの経験の蓄積にはなるでしょうが、知識はどうなるのでしょうか。例えば、労働安全衛生規則が改正されて、あるいは、それとは違う法に準じて、知らなければならないことです。足場を現場で組み立てることによって足場を組み立てるための経験やテクニックは積み重なるかもしれませんが、法律が変わっていることを全然知らないかもしれない。1年後に変わっているかもしれない。5年後に変わっているかもしれない。10年後に変わっているかもしれない。その変わっていることを知

らないまま、作業主任者の本来の職務である、作業の監視、そういったものの指導を、間違っただまにしているかもしれないということもなくそうということで、知識・経験という知識の部分が入ってきていると思います。そういったものを裏づけるためのものがあるので、何年やったから、10年やったから、20年やったからということではなくて、問題は、きちんと正しい知識と経験が要る。法第19条の2で、事業者は自分のところの作業主任者に対して能力向上教育を受けさせなければならないということが決まっているわけですよ。それとこの経験が十分ある・足場の組立てに携わったからということが同程度ということは、何を根拠にしているのかとなってくると、逆に言うと、厚生労働省さんが言われている能力向上教育の根底が崩れるという話です。10年やっていました、3年以上やっていました、能力向上教育は受けていません、法律は知りませんでしたでいいのですか。能力向上教育を受けなければならないということがまず崩れることが1つ。

それと、先ほど来、現場にそういう方がいなくなるという話をされていましたがけれども、同じような話が出ました。足場の特別教育を受けなければ、作業する者がいなくなる。ハーネスの特別教育を受けなければ、現場に出られる人がいなくなる。止まっていません。動いています。ちゃんと猶予期間を設けてやっているから。そこに対して、どうなのか。作業主任者云々の話をされていましたがけれども、この点検の能力の部分に関して言うと、先ほど言いました、要は、元方の方用のものも建災防さんできちんと4要件の中に含まれています。そういったときに、例えば、5メートル以上の足場を組ませる人のところにそういう要件の方がもともとないということですか。そうすると、根本的に、労働安全衛生規則上、届出云々ではなくて、5メートル以上のところにいなければ駄目ですし、元方の方もちゃんと管理しなければ駄目なのに、そういう方がいないで作業をしているということですか。そういうことにつながりますので、本来、先ほど言われた言葉は矛盾してくるのですよね。だから、その辺のところを、自分たちで「すみません」ということは、イコール、安全点検の中身が問題なんだ、そうではないんだ、やっていないことが問題なんだと。先ほど厚生労働省から挙げられたもので、4分の1はやっていなかったのかもしれないですけども、4分の3はやっていたということです。28件中7件は、やっていなかった。残りの21件は、やっていたのですよね。かつ、そういう能力を持った者がいない中でやっている点検に、これは十分なんだ。これも論理矛盾になってくるので、きちんとそういったことも踏まえた形で議論して、どうあるべきかということを決めていかないと。ここでメンツの話をしているわけではないのです。日建連さんがどうか、組合がどうかという話をしているのではなくて、現場で作業する方の安全、とびだけではなく、大工さんも、左官屋さんも、みんな、いろいろな方々の安全を担保するために、足場は安全に作業するために設置するものなので、その安全設備や安全性を担保する。手すりがあるかないかだけではない。倒壊や崩壊をしないかといったことも踏まえ、プラス、前回もお話ししました第三者災害を防止するためのメッシュシートがちゃんと正しく取り付けられているか。様々なことが必要になってくる。そういったことを知識としてきちんと理解し

た上で、点検を実施していく。それをきちんとルール化していきましょうというためにこの議論をされている中で、そういったこと的前提を全く覆して、現状でいいやということで行くと、4分の3は点検しているけれども、それはどうするのですか。今、こういった形で、そういう人たちがいない中で足場が組み立てられている。要は、元請さんも含めて管理していない。実際にそういうこともできない。明らかな規則違反を、いない状態でやっているということ、現認するという事なのではないでしょうか。前にも言いましたけれども、それによって第三者災害とかも含めて発生したらどうするのかということ、きちんとして議論する次元に来ていると思います。そういう段階に来ていると思いますので、そういったことを踏まえた、ちゃんとした、前向きな意見のやり取りをしていきたいと思います。

一応、私からは、そういうことで、皆様方が御存じないかもしれないので、念のために、御発言させていただきました。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

複数の事項が含まれていたと思いますけれども、事務局、いかがでしょうか。コメントがありましたら、お願いします。

○高松技術審査官 まず、大前提として申し上げたいことは、労働安全衛生法令自体は事業者に必要な最低限の義務を課することが原則でございます。必要条件と十分条件の話ではないですけれども、一般論として、十分な知識・経験とか、そういう望ましいものを義務づけることは、原則として、安全衛生法令ではほとんどあり得ないということ、まずは申し上げさせていただきたいと考えております。

足場の作業主任者の能力向上教育に関しましては、先ほど杉森参集者がおっしゃられたように、確かに、足場の作業主任者としての知識をアップデートすることが目的であって、ここで言う能力向上教育は、足場の安全点検のための知識・経験を結果的には付与していることにはなると思いますけれども、その目的でやっているものではありませんので、その点については御理解いただきますようお願いいたします。

先ほど来、申し上げてきたとおり、データ上、足場の点検者の能力不足によって災害が発生したというデータは明示的にはございませんので、点検者に求める能力については、現状で行っている方々は適切に行っているのではないかとということで、そういう方々をベースにすべきと考えているところです。

先ほど、経験を持っているだけでよいのかという話がありましたけれども、逆に、4要件の中でも、例えば、建災防の研修などでは実務経験は特段必要ないと承知しております。ここに関しては、第3回の資料3-2を御覧いただければと思います。ここで書いてあるとおり、建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者とか、足場の設置計画書の審査や工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者というだけにすぎないので、そういう方々も少なくとも足場の作業主任者プラス能力向上教育と同等と推進要綱ではしているところがございます。そういう方々が、作業主任者として一定の経験を経て、いろい

ろな足場を組んで、たまには点検もするでしょうし、事故も起きないように作業員を指揮するような方々もいるでしょうけれども、そういう方々の実務経験が数時間の研修と比較して劣って能力が低いということをこちらとして考えているものではございません。

ここに関しては、事務局として意見としては承りますけれども、こちらとしては、感想といたしますか、回答としては、以上でございます。

○蟹澤座長 どうぞ。

○杉森参集者 まさしく、今、いいことをおっしゃっていただいたので。御存じないかもしれないのですが、今まさしく言われたように、4要件の中の1つ、施工管理者等のための足場点検実務研修はどういう人を指すのですかと、昔、私はお聞きしたことがあるのです。今と全く違うことを言われていたのですね。この施工管理者等のための足場点検実務の施工管理者は、現場の元方事業者であって、そういう現場の安全管理や安全配慮を担保している立場の人間である、当然そういうことも全部知っている、その人間に足場の部分に関するいろいろな規則改正も含めたアップデートをしているのですという御説明があったのですが、今の回答でいくと、そうではないということですね。ただ単に元方の人で何でもなしの人に、取りあえず、4時間なら4時間を受ければよいという感じのことなのではないでしょうか。別に揚げ足を取るつもりではなくて、そういうことがまずは1点。

そういう人たちと、先ほど言いました経験の中でも知識のアップデートの部分ということで、今まで、この4要件の話が、ずっと、十何年、20年近くやってきた中で、出てきている。今で十分なのだと。足場の点検に不備があったからではないのだと。そういうことのバックデータとして、点検が不備であったかどうかということは分からない。でも、実際として、手すりを外れていたとか、そういうことが出てきているわけですね。そういうことに対しての条件づけ、十分な知識がいいのか必要な知識・経験がいいのか分からないのですが、経験と知識が混在しているということなのではないでしょうか。そこはもう一回御説明いただくと、助かるのですが。過去にそういう質問をしたときの認識と全然違う御回答だったので。

○高松技術審査官 当然、建災防さんの研修に関しては、主に受けている人はそれなりの経験がある人だとは思いますが、この受講対象者として掲げられている方々に関して、例えば、ACCESSさんの講習会のようなきちっとした受講要件でもないですし、あるいは、計画作成参画者に必要な資格を有する方々のように何年の実務経験とかを書いているものではないという意味で申し上げた次第でございます。詳細にどういう方々が受けているかについては、現場というか、建災防さんの運用になってくるのだろうと考えているところです。

○杉森参集者 4要件を3要件にするという話ではないですね。建災防さんは、しっかりと、そここのところについては責任を持って、テキストもつくり、カリキュラムもつくり、実施されていると思います。それを全然否定するつもりはないのですが、先ほどの御発言でいくと、まるでそこまでのものではないのですみたいな話をしてしまうと、これまで、

厚生労働省として、委託事業も含め、この4要件についてずっと推進されてきたのは、税金を使って、そうではないというものを推進されてきたのですかということなのです。そうではないですよ。

○高松技術審査官 この研修自体は素晴らしいものだと考えておりますので。

○杉森参集者 そうであれば、この4要件が、そういったものになる、3年程度のものと同じという話とは、また違ってきますよね。

○高松技術審査官 こちらとしては、3年間なり、何年間なり。

○杉森参集者 足場、厚生労働省は。

○蟹澤座長 建設業団体から御意見がありましたら、お願いします。

全建から。

○最川参集者 全建、最川です。

先ほどから、論点がいつも大事なところからずれてしまうというか、僕らも死亡災害を減らしたいのですよ。ここにいる人たち全員、墜落事故を減らしたいと思っているのですよ。屋根とか、足場とかもありますけれども、この足場の点検で、実際にデータでもずっと示されているとおり、手すり・中さんがいない状態から墜落している。それを知識経験がないからという論点ばかりにされてしまうと、せっかくこれだけの人が集まっているのに、すごく無駄な時間です。知識・経験ではないのです。やっていないのですよ。やろうとしていない。そこをやらせるための法改正にしなければいけないのに、その知識・経験を有する者を限定してしまうと、本多参集者が言われたように、今までせっかくちゃんとやっけていて、資格はないけれどもちゃんとやれていた人も、その資格を取るまでの間、排除することになってしまうのですよ。ハーネスも、先ほど全員受けていると言っていましたけれども、まだ受けていない人はいっぱいいますよ。猶予期間を3年間に延ばしてもらいましたけれども。何十万人、何百万人という人に受けさせるには、3年とかでは終わらないのですよ。取るまで、その人は足場点検をやれなくなってしまうのですよ。点検をさせなければいけないのに逆行している。知識経験がないことが原因で墜落したことを示すデータはどこにもないではないですか。手すり・中さんがいないことをちゃんと確認させるという論点にしませんかね。その知識・経験のレベル感の議論をやったら、終わらなくなってしまう。

○蟹澤座長 どうぞ。

○杉森参集者 今、非常にいい御意見が出てきて、手すり・中さんがいないことが原因なんだと。何でないのですか。点検をしているのでしょうか。しているにもかかわらず、それがいい中で作業をやっているということなのですよ。90何%で、点検をしていると言われていたのですよ。そこでまた論理矛盾が出てくるのですよ。しているにもかかわらず、ないところから落ちているということ。これがもともとなかったのかどうなのか。だから、まず、ベースの部分の安全対策のための手すりといったものがきちんとされているということ担保するための点検、その点検の質をきちんと上げていきたいと思います。その上でとい

う話をしているのであって、これは何も飛んでいる話ではないです。まさしく今言われたとおりの話で、ないのですよ。何で、ないのですか。元請さんも管理しています、事業主も管理しています、点検も90何%でしています、でも、ないのです。何ですか。そこで点検に問題がないということにはならないですよ。だって、しているのですから。まして、それを記録保存までしなければ駄目なのです。

○最川参集者 していないのです。

○杉森参集者 厚生労働省の試験資料には出てくると先ほどから言われているのですけれども、28件中7件はしていなかったのです。それ以外のところの点検は90何%でしているという資料が出ています。そこもまた論理矛盾なんですよ。そういった話をきちんとしていかなければ駄目だということをやっているときに、なぜそういうことに行き着かないのかということが不思議なのです。だから、まさしくおっしゃるとおりにも私も言っています。まず、現場の安全点検を担保するための安全設備が絶対的にきちんとついていることを確認して、その上で作業をさせるための点検、そのための点検なのです。形骸化させないため、点検をきちんとするためのクオリティー。経験は足場の作業主任者を取って3年や4年はたっているかもしれないけれども、取ってから3年の間に法律が変わっていて、何かをしなければ駄目だ、こういうことをしなければ駄目だということが全く何もない人が点検をしたって、手すりがない状態でやっていることが、まさしく今言われたことではないですか。そういうことにならないようにするための点検をする人の要件の話をしているのであって、私は別にその要件を労働安全衛生規則の中に書いてくれという話をしているのではないですよ。労働安全衛生規則の点検の充実をした中で、どういう人にやってもらうのかということで、取りあえずはこういう4要件がこれまでもずっと示されてきているので、部長通達なのか分からないですが、それは次のステップの議論の話なのかもしれないですけれども、求めていかないと、その議論のベースが、ただ経験だけをしていけばいいというものときちんと知識も積んで試験も受けていろいろなこともやって受講をしている人と同じ、そういうことをやるとできなくなるんだと、3年間、まだハーネスの特別教育だって受けていない人がいる、そういう人もいるのかもしれないですけれども、そんな話はしていないのです。だって、5メートル以上のところでは足場の作業主任者はいるのでしょう。皆さんの能力向上教育のところ、元請の管理者だっているでしょう。ハウスメーカーさんだろうが、何だろうが。だから、こういうものなしでやっているという話なのですかということを知っているだけです。そうやって考えると、苦労して、うちの仮設安全監理者の資格だけをやってくれとか、そんな話をしているのだったら、どうぞ突っ込んでください。そんな話はしていません。一般に皆さんが持たれておられるであろう方々のそういう資格を求めて、これまで、10年以上、ずっとこういうものを続けてやってきて、プラス、そういうものをきちんとルール化していく中で、足場の特別教育もそう、ハーネスの特別教育もそう、3年間という中でみんながしっかり取ってきて、やった。かつ、今言われているようなこと、その手すりがなかったからとか、そうい

ったことをなくしましょうということをしちんと担保するためにやりましょうということをお話ししているのであって、何も、私らは、日建連さん、全建さん、それぞれのところに対して、元請さんに対して、けんかを売っているわけでもなければ、反抗しているわけでもなくて、一緒にそういうものをちゃんとレベルアップしていきましょうということを行っているだけなのです。

○蟹澤座長 一緒にやっていきましょうということには別に皆さんも反対していないと思いますけれども。

○杉森参集者 そういうことなのです。そのためのレベルを上げましょうという話なのです。今と変わらないといったら、何も変わらないではないですか。実効ある対策にも何もないということなのです。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

室長、何かありますか。

○土井建設安全対策室長 足場の点検について、皆様からいろいろ御意見を賜りまして、ありがとうございます。

点検につきましては、第4回の会合までの間に、作業開始前点検はともかくとして、組立て等後点検については、現行の4要件を基本としつつ、それに加えてプラスアルファで、現場が止まらないように措置を講じることが必要であり、そのプラスアルファも、あまり幅を広げ過ぎてきちんと点検をする能力がない人も含まれてしまうと困るので、それは対処していきましょうというお話があったと思います。それを踏まえて、事務局で、一定の能力が必要だろうということと、現場が止まらないように、確実に点検が実施できるようにということで、今回、プラスアルファの措置として、事業者が行う研修を一定程度認めていきましょうということと、作業主任者であってかつ3年程度の実務経験の御提案を差し上げたところです。これは、今の点検の実態を見ると先ほども説明がありましたとおり、4要件で点検を実施している人は大体5割強ぐらいいらっしゃるって、それ以外で、職長等、これは作業主任者資格を持っている者が多いということなのですけれども、その方々が4割弱おり、それで合わせて9割ぐらいの点検が実施されている。その方々が引き続き点検を実施できるということを考えつつ設定したものが、作業主任者プラス3年の実務経験でございます。

また、従来、安全衛生部長通達によってこの4要件等を定めて行政指導ベースで取組を進めてきましたが、現在の状況を見ますと、死亡災害も相変わらず起こっている状況もございまして、中には点検が十分に実施できていないものもございましたので、点検については、これまでの行政指導ベースから少し取組を強化しないと災害が減っていかないのではないかとということで、現在、御議論いただいているところです。

そういう観点で、ご提案しているプラスアルファの措置では足りないということであれば、ほかにこういった措置が可能であるとか、あるいは、問題があるということであればそれを回避するためにどういう措置が必要なのかという前向きな議論をいただければ大変

ありがたいと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

○杉森参集者 1点だけ、言い忘れていました。先ほど、職長教育の話がありまして、過去にもこの4要件の中の職長教育の話が出たのです。そのときに出了た回答が、職長は、足場とか、そういったことに特化したわけではなくて、現場の安全管理等、衛生管理とか、そういったものも含めたものなので、職長といっても、結果的に言うと、足場に関する知識を持っているのは足場の作業主任者を持っている人で、その職長ならいいという話になったので、「職長」という言葉が入らなかったのですよね。それだけ付け加えておきます。これも過去になります。結果的に言うと、だから、足場の作業主任者であり、その能力向上教育を受けた人なのだという御説明がありましたので、それだけ付け加えておきます。

以上です。

○蟹澤座長 今日は時間も限られますので、趣旨としては、しっかりと点検をしていただきたい、その裾野を広げたい、だけれども、その能力をどう担保するかという話ですけれども、経験が云々ということを出すと、全ての資格にいろいろな実務経験年数とかは入っているわけですし、継続教育とかと言われてはいますが、それが形骸化しているのはどうしたことかという議論をしたら、全ての制度の話になってしまうわけです。一応事務局からこういう御提案が来たわけですけれども、これをどうしていくか、変えるのか変えないのかとか、変えるのであれば具体的にどのようにするのかということについては、引き続きこの会合の中で議論をしていきたいと思います。皆さんがお集まりになった場で議論する十分な時間はありませんので、ぜひ次回までに何らかの御提案をしていただいて、それを具体的に挙げていただいた上で議論ということで御協力をお願いしたいと思います。あくまでも、そういう不安全な足場がたくさん世の中にはある、足場だけではありませんけれども、不安全状態が世の中にはたくさんある、ここにいらっしやる日建連や全建は問題がないのですけれども、小規模事業者とかにはそういうものが散見される、それをどうしていくかという議論をしていることについては、このメンバーの中に御異存は全くないと思います。かつ、どうすればそういう人たちにもしっかりと履行していただけるかという議論だと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から、議題2の報告書案について御説明をお願いいたします。

○高松技術審査官 それでは、資料2を御覧ください。ここに関しては、先ほど御議論いただきました足場の安全点検以外の部分について、報告書案としてまとめているところがございます。

まず、2ページ目でございます。本会合の開催の経緯として、ざっと申し上げますが、建設業における労働災害はおおむね減少傾向にはございますけれども、最近は特に死傷災害も増えきみという話もあります。一方、建設業の死傷災害の内訳を見ますと、相変わらず墜落・転落が多いということもありますので、その防止について実効ある対策を取るこ

とが急務になっているというものが本会合の開催趣旨でございます。

続いて、この会合の開催について、どういうことをやるかといいますと、3ページ目、4ページ目を御覧ください。第1回が平成30年5月31日となっております。事前に皆様にお示しのおりとさせていただきますが、8月22日まで、第7回までやるという状況でございます。

具体的に墜落・転落災害による死亡災害はどういうものがあるのかということにつきまして、平成27年から平成28年と、令和元年から令和3年の発生分の死亡災害について、どこから落ちたかということを集計したものが4ページ目の下のグラフでございます。これは従前からお示ししていたグラフを少し書き換えたものでして、書き換えた部分としましては、黄色の「はしご・脚立」の部分でございます。これに関しては、令和に入ってから比率が増えてきているところもございますので、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示しているのではないかと考えているところです。ほかに関してはおおむね同じでして、屋根・屋上等の端・開口部からが3分の1程度、足場に関するものが2割弱、そのほか4割程度になっているところです。

この「等」ははしご・脚立のことを書いておりますけれども、屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害に関しまして、まず、災害の特徴としては、災害の内容を見ると、作業床の端における手すり等の設置や安全帯の着用など法令で規定された墜落防止措置を講じていないものが多く認められ、また、最近のはしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向であると言えると考えております。これに関して、平成30年12月に、これらの瓦工事や防水工事という専門工事業者の方々からヒアリングを事務局が行いました。ヒアリングにおける主な意見としては、中小規模のところは体制が不十分なのではないか、ノウハウが不十分だったりする、好事例としては災害事例などを独自にまとめて啓発や教育に活用しているケースもある、事業者や発注者・元請に災害を防止することの重要性について理解を促すことが重要ではないかという御意見がありました。この辺を踏まえて、課題としては、足場がない工事や小規模な工事ですと、ノウハウ不足などで親綱支柱の設置や墜落制止用器具の使用などの法令上の墜落・転落防止措置が不十分であることから、これらの法令上の墜落・転落防止措置を行うに当たっての留意事項を分かりやすくまとめたマニュアルを作成して周知することが必要ではないかと考えているところです。また、このマニュアルには、近年増加傾向にあるはしご・脚立からの墜落・転落災害を盛り込む必要があるのではないかと考えているところです。

続いて、足場の通常作業中の墜落・転落災害でございます。足場での通常作業中の墜落・転落災害については、手すり・中さんが設置されておらず、バランスを崩して作業床から墜落するケースなどが多く見られたところです。また、点検が行われていないものが散見されたものです。そもそも一側足場に関しては中さんが設置されていないケースが多かったものでございます。この課題といたしましては、まず、足場の通常作業中の災害では、法令で規定されている足場の点検が行われておらず、手すり・中さんを設置しないまま

たは取り外したまま、作業を進め、死亡災害に至っている状況が認められているところですので、足場の点検を確実に実施するための仕組みが必要であると考えているところです。また、一側足場に関しましては、そもそも構造上の問題で手すり等の設置が困難な面がございますので、法令上、手すりの設置義務はありませんが、足場からの墜落・転落を防止するためには、手すり等の設置義務がある本足場の使用を原則とすることが有効ではないかと考えているところです。

足場の組立て・解体中の墜落・転落災害に関しましては、手すり等の設置がない中で固定されていない足場部材とともに墜落したケースがありましたし、墜落制止用器具のフックを親綱にかけておらず転落したケース等が認められたところです。課題といたしましては、手すり先行工法は有効ではある、年々普及率も上昇しており、一層の活用が求められているということがあります。また、組立て・解体時の作業の性質上、手すりの設置が困難な場合もあって、手すり等がない場合には、親綱を張り、墜落制止用器具の使用を徹底することなどが重要ではないかと考えているところです。

講ずべき対策としては、これらに対応したものを書かせてもらっているところです。

まず、屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害の防止対策については、先ほど申し上げたとおり、マニュアルを充実させてまいりたいと考えております。厚労省では、平成26年度に、建災防さんへの委託事業で「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を策定して公表しているところです。ただ、これは古いものですので、これについて、より分かりやすく、かつ、最新の法令改正等をアップデートした形で見直した上で、周知してまいりたいと考えております。見直しに当たっては、法令改正事項とともに、最近増加傾向にあるはしご・脚立等からの墜落防止対策やそれに付随した内装工事等での墜落防止対策などの内容も盛り込む必要があると考えております。また、好事例として、災害事例を普及して啓発しているものがありました。そこに関しましては、マニュアルの災害事例に関する記載を充実し、マニュアルの周知を通じた意識啓発を行っていく必要があると考えているところです。

足場の通常作業中の墜落・転落災害の防止対策につきましては、まず、足場の安全点検に関しましては、議題1で議論したので、ここでは割愛させていただきます。

一側足場の取扱いについてでございます。一側足場に関しては、安衛則第563条の足場用墜落防止設備の規定が適用されておりませんが、これに関しては、一側足場自体が、住宅工事などの足場を設置する場所が狭隘な場所での設置を念頭に置いた足場であって、その他足場と同様の墜落防止設備を求めることは困難であるとの前提に基づいたものであると考えているところです。また、一側足場自体は、当然、皆様の御努力等もあって、特に足場の設置が狭隘な住宅工事等での使用に適した形で進歩した面もあります。一側足場自体は、それ自体を否定するようなものではなく、住宅工事などの足場を設置する場所が狭隘な場所で引き続き活用する必要がありますが、一方で、手すり等の墜落防止措置が困難な足場であることから、本足場の設置に十分なスペースがある場合においては本足場を用い

ることを原則とするべきであると考えております。また、本足場を設置できない狭隘な場所としては足場を設置するのに有効な幅が1メートル未満の場合とし、この幅が1メートル以上の場合であっても、障害物の存在等、現場の構造上の事情がある場合は、その一部または全部に一側足場を使用することができるように、法制上、配慮する必要があるのではないかと考えております。

続いて、足場の組立て・解体中の墜落・転落災害の防止対策についてです。足場の組立て・解体時における墜落・転落防止対策のためには、手すり先行工法を採用することが有効であり、一層の活用が求められているところでございます。厚労省では、手すり先行工法等に関するガイドラインを策定してその普及を図っているところでございますが、その普及率は、年々拡大し、5割程度となっているところでございます。足場の組立て・解体時における墜落・転落災害を防止するためには、これらのガイドラインの内容を充実するとともに、引き続き周知・指導と手すり先行工法の採用状況等をフォローしていく必要があると考えております。

4番目は、災害発生事例とは別の話ですけれども、前回会合で大幢参集者にお話しいただきました壁つなぎ間隔の話でございます。いわゆる次世代足場などは1層当たりの足場の高さが高いというところもありますので、安衛則第170条に定められています壁つなぎの間隔に関して、昔は3層置きに設置していたところ、くさび緊結式では2層置きに設置している状況があるというものでございます。実証実験の結果、くさび緊結式足場のほうが単管足場に比べて強度が高いことが報告されているところでございます。今後も、風荷重等、足場に関する新たな科学的知見のさらなる収集を図り、データに基づいた対応を検討する必要があると考えております。

最後は、将来の課題でございます。これは、直ちに対応することは難しいかもしれませんが、将来的にどうするかという話でございます。

まず、デジタル技術の活用でございますけれども、今、建設DX等が進められているところでございますので、この足場の安全点検をはじめとした建設業における墜落・転落災害防止対策においても、こうしたデジタル技術の活用について配慮していく必要があるのではないかと考えております。

続いて、高所作業者の安全衛生教育の在り方についてでございます。当然教育を行うことは大事という話がありますけれども、作業員自身の認識不足や省略行動やマンネリ化などによって事故が発生している場合も多いと報告を受けているところでございます。高所作業に従事する労働者の不安全行動を防止するには、現場関係者が十分な認識を持って工事を行うとともに、高所からの墜落・転落防止に重点を置いた教育・訓練や危険体感訓練が有効ではないかと考えております。こういった教育に関しては、諸外国にもいろいろな事例があると思いますので、その収集を行いつつ、今後、対応していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

報告書案については、以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいま、報告書案の御説明がありましたけれども、何か御意見や御質問がありましたら、どうぞ。

西田参集者、どうぞ。

○西田参集者 意見として申し上げたいと思いますが、「第3 講ずべき対策」の1番になりますでしょうか。墜落・転落災害の防止対策のところですか。ぜひ木造家屋建築工事での最新の知見を踏まえた墜落・転落防止対策を追加していただきたいという意見でございます。建災防は、労働省時代からいろいろと御指導もあり、ずっと木造家屋建築工事対策に係る調査検討会をやってまいりました。ここ数年の調査研究の成果として、有効な対策が講じられてこなかった木造建築工事の躯体内部での軸組み作業、すなわち、柱を立てて桁を支え、梁をかけて建てるという従来型の工法における対策として、新たに、スライドレール式安全ブロック工法を提案させていただきました。これは、口頭での御紹介になりますが、足場の両側にスライドレールをつけて、安全ブロック、ストラップ、ショックアブソーバー、フルハーネスをつなぐというもので、関係団体や研究所等の御協力により提案できる状況になったことから、何らかの形で木造家屋建築工事の墜落・転落防止対策ということで、最近の知見を踏まえた対策を入れていただければと思っております。現状におきましても、木建工事の死亡災害は、一時に比べれば減ってきているとはいえ、7割が墜落・転落によるものであることと、全体に占める割合も1.5割ぐらいを占めており、これを多いと見るか少ないと見るかはあるのですけれども、資料最後の死亡災害事例のところにも木建工事は幾つか例示されておりますので、第2のいろいろな分析のところには出てきておりませんが、どこかに追加していただければという意見でございます。

○蟹澤座長 事務局、いかがでしょうか。

○高松技術審査官 御意見をありがとうございます。

例えば、7ページ目のはしご・脚立のところの近くに「最新の木造家屋建築工事の安全対策、近年増加傾向にあるはしご、脚立等からの墜落防止対策」みたいな形で入れるという趣旨でございますでしょうか。

○西田参集者 はい。

○高松技術審査官 そこは、こちらとしても、追ってどういうものなのか教えていただきたいと思いますが、足場の軸組みの安全対策について追記を検討させてもらえればと思っております。

○西田参集者 よろしく申し上げます。

○蟹澤座長 いわゆる木建の軸組みの建て方のときに、親綱を張れないではないかとか、安全なかける場所がないではないかみたいな話があるわけですが、最新のものと、足場の一番上のところにレールがあってかけられるというものがあって、恐らく、木造建築の一人親方も含めると、相当な数、無視できない数の転落者がいて、そもそも安全帯をしていませんから、安全帯をしてもらうためにしっかりと親綱をかけられるような措置を

しようということでは非常に有効な話だと思います。何か御紹介いただけるような報告書になっていくといいのではないかと私も思います。

○西田参集者 ありがとうございます。

この会議の趣旨である墜落・転落による死亡災害を減らすため、建災防としてもいろいろな対策を講じていくことが必要かと考えています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

大幢参集者、お願いします。

○大幢参集者 労働安全衛生総合研究所の大幢です。

第3の「4 足場の壁つなぎ間隔について」ということで、前回、研究の成果として御紹介させていただいたのですが、壁つなぎだけではなくて、当然、1層の高さが高くなると、地上第一の布を2メートル以下にすること自体が難しくなってくるということで、そこも御紹介させていただいたのですが、それについても、今後、検討とか、反映をさせていただければと思います。

以上です。

○蟹澤座長 事務局、どうぞ。

○高松技術審査官 分かりました。そしたら、8ページ目の4、2パラ目の実証実験の結果のところ、地上第一の布の話に関しても追記させてもらえればと思っております。

○大幢参集者 よろしくをお願いします。

○蟹澤座長 どうぞ。

○杉森参集者 何度も、すみません。仮設組合の杉森です。

6ページ、屋根の講ずべき対策のところですが、これはまさしく西田さんから御質問があったとおり、これは木建だけを対象にしたということではないということなのですかね。例えば、マンションとか、そういうビル建築も対象にしているガイドラインなのかどうか。今、マンション関係とかの発注者から相談を受けるのは、屋上の防水といったところでの足場の関係、物の飛来落下の話といった事故、災害が起きていて、労働災害も含めて第三者災害につながるようなことが起きているということなので、これは、そういうことも今後盛り込んでいくようなことになっているのか、そうではなくて、あくまでもここは木建住宅、マンションなどの陸屋根ではなくて、合掌、傾斜屋根ということなのですかね。

○西田参集者 私が申し上げたのは、木建だけと申し上げたつもりではなくて、木建の部分も触れてほしいということを申し上げたつもりです。

○杉森参集者 事務局にお聞きしただけです。そもそも木建が趣旨になっているものなのか、そうではなくて、そういうビル建築も含めた全体のことなのか、まず、確認したかったのです。前回を見てみたら、これに私は入っていないので。

○蟹澤座長 一応確認しますが、別に木建のための集まりだとかこういうメンバーにはならないと思うのですけれども。

○杉森参集者 そうですよ。その上で、はしごだ何だということで、先ほど言われたよ

うなことなのですよ。前回みたいな話でいくと、1つ、前もお話したように、足場の設置が困難な屋根上作業で、前も確認したように、これは足場を組むことが前提ですねという話をしたので、ここのタイトルが「足場の設置が困難なときの屋根上作業」ということですよ。そういうことでいいですよ。作業する中で、その足場は、何も枠組足場やくさび式足場だけではなくて、当然、脚立足場もあれば、いろいろながあると思いますから、そういうことですよ。タイトルの的にはそのように変えていただくという案が1つ。

もう一つ、先ほど大幢参集者からありました8ページの壁つなぎのところ、私はいろいろと厚労省さんに以前からお話ししているのですけれども、今、足場もどどんいろいろなものが出てきていますので、本当にこういう性能要件的なものをきちんと評価していただいて、今の5メートルや5.5メートルといったことにとらわれないように本当に取り組んでいただきたいということと、風の話も入れていただきましたので、前回もお話したように、仮設工業会さんとかのこういうものもありましたので、こういったものも踏まえた科学的な知見という中での取組をきちんと記載していただければと思います。

以上です。

○蟹澤座長 事務局、何かありますでしょうか。

○高松技術審査官 まず、6ページ目の1、屋根・屋上等の端云々の話に関しては、先ほど西田参集者からおっしゃられたものは、当然ここでマニュアルのターゲットとして言っている一部でございますので、木建に限ったものではありませんが、木建の話も当然たくさん盛り込むようになって考えているところです。また、タイトルに関しましては、大丈夫だとは思いますが、念のため、厚労省で以前策定したマニュアルに関しては、そのタイトル自体を変えることは難しいのかなど。当然、報告書の中でも事実として書かせてもらって、このマニュアルの名前に関しては、今後検討するときに決めるものではないかと考えているところです。そこは、御意見として承ります。

8ページ目の壁つなぎ間隔の話でございますけれども、性能要件化云々という話をおっしゃられましたけれども、そういう話も大事かと考えておりますが、当然、性能要件化するに当たっては、メーカーのみならず、ユーザーの建設業界の方々への規制の強化あるいは規制の緩和にもなると思いますので、そこに関しては多少慎重に検討する必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかに、御意見や御質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

○関根参集者 日本躯体から来ました関根建設の関根です。

実際に、ゼネコンさんの下で、とび工を送り込んで、現場をやらせていただいています。

今、いろいろと御意見とかを承っているのですけれども、現場の現状をお話しさせてい

ただきたいと思うのです。7ページの「3 足場の組立・解体中の墜落・転落災害の防止対策について」ですけれども、現場巡回に行くと、15階以上の高層ビルでは、足場組立て・解体のとき、作業員が慎重になって、親綱を張るなど、墜落防止対策の作業手順を守ってしっかりとやっているのですけれども、低中層ぐらい、4階から6階ぐらいまでの現場だと、意外と大丈夫だと思っているのか、そういう墜落・転落防止対策ができていないので、作業手順を遵守することも非常に必要です。これは、我々ゼネコンさんの下でやっている専門工事業者だけではなくて、全体にも多分言えることではないかと思います。その辺の遵守の徹底をどこかに明記していただければと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○蟹澤座長 事務局、どうぞ。

○高松技術審査官 貴重な御意見をありがとうございます。

7ページ目から8ページにかけての足場の組立て・解体中の墜落・転落防止対策のところで、まず、組立て・解体自体は当然危険なものでございますので、大前提として、組立て・解体に当たっての作業手順をきちんと守って遵守するということは明記させてもらえればと考えております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小岸参集者、お願いします。

○小岸参集者 株式会社OGISHIの小岸です。よろしくお願いします。

7ページの2「(2) 一側足場の取扱いについて」ですけれども、私どもの会社のすぐ近くにも、今、10階建てのビルの改修現場があるのです。単管パイプで、ブラケットで、25センチの足場板を1枚敷いて、手すりも単管パイプ1本で10階建てまでかけているという、ちょっと懐かしいような、クラシックスタイルの足場を久しぶりに見たなと思ったのです。私の会社は埼玉県三郷市なのですけれども、そういったところでもいまだに現状でこういった足場があるのだなと。マンションのオーナーさんが近隣の仲のいい塗装屋さん等に頼んで、法令も何も知らないまま、近場のとびの頭に頼んで、そういった足場を組んでいるということが実際にある中で、そういったものを見たときに、我々他人がいきなり現場に行って「これはおかしいではないか」となかなか言いづらいような状況もあるので、こういったことをしっかり明記してもらって、そういった現場をまず撲滅したいということです。国交省さんとかですと、契約が著しくおかしいときなどに相談するようなところ、下請ホットラインみたいなものがありますよね。厚労省さん、労働基準監督署等で、そういった危険な現場を見たときの我々からの通報というか、ちくるという形ではなくて、メールでもいいですが、本当にこんな危険な現場で事故が起きたら大変だからといったものを受け付ける場が、僕が調べた感じでは見当たらなかったのです。そうい

ったものはありますか。それとも、検討されていますか。

以上です。

○蟹澤座長 事務局、どうぞ。

○高松技術審査官 労働基準局全体の制度の話になるので、ここで明確なお答えをすることは難しいのですけれども、この3月まで私自身が広島労働局で勤務していたところで、そのときの経験を申し上げますと、広島といっても結構田舎のほうもあれば都会もあるというまちでございますが、都会のほうの監督署の職員から聞くと、結構一般の方からこういう危険なところがあるというお電話とかで対応しているという話を、私の経験から、聞いてはいるところですが、現場レベルではそういうお電話等々で対応しているのかなと考えているところがございます。

こちらとしては、感想でございますけれども、以上でございます。

○蟹澤座長 今回のものに盛り込めるかどうかは別にして、例えば、本足場が原則化されたときに、どう実施されているかを点検するということも多分同じような問題になってくるとお思いますので、引き続きの検討ということになると思いますが、よろしいでしょうか。

○高松技術審査官 もし省令改正等が行われた際は、当然この場でどういうところにどういうタイミングで行くということを申し上げることは、規定上、無理なのですけれども、当然労働局や労働基準監督署から周知等をして確認をさせてもらうということはきちんとやるはずですので、そこに関しては御了承いただければと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

まず、小岸参集者の町場の世界ですと、結局、分譲住宅みたいなものですと、誰に責任があるかという問題があります。リフォームなども、結局、元請のゼネコンが入っていればそれは防げるのですが、いきなりそういう塗装屋さんが入っているときにそういう問題が起こることもあるわけです。今日の点検の議論とは違いますけれども、要するに、そもそも法令に沿った足場がしっかりと設置されるためにどうするかということは引き続きの議論が必要になると思います。

今回の報告書で全てを盛り込めるわけではないことも含めて御理解いただいた上で、加えて御意見や御質問がありましたら、どうぞ。

南雲参集者、お願いします。

○南雲参集者 株式会社タカミヤの南雲でございます。

質問というか、意見ですけれども、今回、8ページに記載していただいています足場の壁つなぎの間隔については、前回の打合せのときにも出てきている内容でもありますし、杉森参集者が言われたとおり、風荷重に関する考え方と鉛直荷重に関する考え方は全く違うものですので、一緒くたにして壁つなぎの間隔が全て広くなるという考え方は非常に危険ではないかと思っています。安全な壁つなぎ間隔は、使う側にとっても、使用させる側にとっても、非常に重要なことではないかと思っています。

今までであると、私どもは仮設機材を製造するメーカーでございますので、そういうところの全てのものに対して実大試験や個別の試験が多く用いられてきているわけですが、今後については、有限要素法を用いるとか、BIMまたはSIMのデータを活用した解析方法も十分活用できるのではないかと考えておりますので、今回、将来の課題というところにこういう内容が書かれたことについて、私は賛同させていただきたいと思っております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

御意見ということで承ればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

日建連の本多参集者から、お願いします。

○本多参集者 日建連の本多でございます。

私は、この報告書に関しての賛意とお礼を申し上げたいと思います。特に「第3 講すべき対策」の主な項目につきましては、第4回までのこの会合において皆さんで合意した内容についてきちんと整理してまとめていただきまして、本当に感謝している次第です。さらには、今もお話ございましたが、8ページの4以降、「第4 将来の課題」についても、新たな内容あるいは第5回で参集者の皆様がお話しになった内容について追記いただいたことについて、深くお礼を申し上げたいと思います。

特に建設業界側のお礼といたしましては、2点ございます。

1つは、7ページから8ページにかけているところ、特に8ページです。3行目、「親綱支柱の強度、安全ネットの使用・廃棄基準など、足場部材の最新の安全基準等を反映させるなど内容の充実」と記述いただいておりますけれども、2年前の4月に5団体共同で当面の課題として出させていただいたことについて、こういう形で反映いただき、感謝している次第です。

最後、8ページの下から、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方で、9ページの3行目ぐらいになりますけれども、「墜落・転落防止に重点を置いた教育・訓練や、危険体感訓練等が有効」ということも、業界側の意見を入れていただき、非常に現実に即したものだと思っております。さらには、そのすぐ後ですけれども、「安全教育の対象者の範囲、教育内容、教育主体等について、諸外国の事例等の収集も行いつつ対応していく」ということも、将来の課題で書いていただいております。私どもも、この教育の在り方には非常に関心を持っておりまして、技能者の方々が教育を受講する機会はなかなかないことが現実でございますので、この方々の災害を防ぐには、究極的な社会で支える仕組みづくりみたいなものが私は必要だと思っておりますので、これについては、皆さんで議論を重ねていただいて、ぜひとも別途に検討する場があればいいなと思っております。以上です。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

最後のお話は、担い手の確保も含めて、この産業全体の問題ですので、受け入れるための最低限の手だてとして、しっかりと安全を担保するというのが今回の報告書では報告できるのではないかという御意見だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○杉森参集者 1つだけ、報告書の最後のところなのですが、本多参集者が言われたことで、教育は必要なことなのです。ただ、1点だけ、事務局に確認があります。イメージです。高所からの墜落・転落防止に重点を置いた教育・訓練や危険体感訓練等が有効と考えられるのですけれども、うちの組合さんとはびさんも多いので、例えば、ハーネスの特別教育とどう違うのか、どういうイメージなのか、もっと言うと、足場の特別教育も含めて、今までもこういう教育をしていたよねと言われたとき、それに付加する話なのか、特別教育の付加、プラスアルファのことなのか、その辺はどういうイメージなのかということだけ。

○高松技術審査官 現時点で、特別教育に何か付加するということは、事業者に対して大変な負担になると思いますので、そこに関して考えていることはありません。危険体感訓練の中でこちらとして考えていることとして、例えば、VRなどです。私も、3回やりました。航空会社とかでやって3回死にましたけれども、VRとかをやると結構リアルです。実際に落ちたら、このくらい怖い目に遭うんだと。ここでは高所作業についてだけ書いていますけれども、例えば、手袋をしたままドリルとかを扱うと巻き込まれて指がやられてしまったりとか、そういうものもVRで結構リアルに危険が体感できて、1回死んでみるといいですか、そういう体験ができると考えているところです。あくまでも、特別教育の一環とかではなくて、VR等で事故が起こるとこのくらい怖いんだよということを作業員の方々の身に刻んでいただくということをごちからとしてはイメージしているところでございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

これも本多参集者のおっしゃった将来の課題になると思うのですけれども、VRについては、僕も、今、準備をしていて、そのうち論文でちゃんと発表しますけれども、あれで落ちるのは非常に怖くて、心拍計をつけてやると、ちゃんと心拍も上がりますし、プロの方だと足場の不備を見つけるとそこでもちゃんと心拍が上がるとか、少なくとも僕がやった研究ではそういう相関も得られていますので、そのうち、公表できたらぜひ皆さんにも御紹介したいと思います。十分に使えます。VRは非常にリアルですし、足場から飛び降りろと言われるとほとんどの人がちゅうちょするぐらいの出来具合になっています。最後のDXとは、そういうことです。もっと将来になれば、例えば、技能者の皆さんがドライブレコーダーのようなものをヘルメットにつけて、そういうものの効果も出てくると思いますし、今の自動運転みたいなシステムで、例えば、iPhoneなどには簡易3Dスキャナーが入っていますけれども、ああいうものと連動させておくと、「昨日まであった手すりがないではないか」と、要するに、ITがそういうものも発見してくれるということも、遠い将来の夢物

語ではなくなってきました。最後のところに込められた意味は多分すごく多様なのだと思いますけれども、杉森参集者にも、そういういろいろな意味を含んで、そのために海外のいろいろな制度とかも研究して、必ずしも今ある特別教育という話だけではなくて、しっかりとそういう安全の充実のための措置をしましょうということが最後には幅広に書かれているのだと御認識いただけると、よりいいのではないかと思います。

○杉森参集者 アイデアをパクったと思われたら困るので、念のために。

うちの組合も、VRは入れていまして、足場の墜落のものではなくて、安全大会で毎回やって、4年ぐらい前から入れてやっていて、なかなか好評で、ここ最近ではコロナで安全大会を開けていないのであれなのですけれども、そういうイメージかなと思いつつ、それこそ鹿島さんのグループのところにつくっていただいて、いろいろな素材をお持ちで、非常にアイデアをいっぱいいただいて、いろいろな発注者にそれを紹介しているのです。うちのものを使ってくれということではなくて、そういう会社さんがありますよということです。そういうことかなと思いつつ、そこの確認だけ。

○蟹澤座長 そういう技術もたくさん出てきておりますということだと思います。

いかがでしょうか。

おおむね、今、御意見を伺いましたが、この報告書については、基本的には皆さんから合意をいただいたということと、次回の課題といたしましては、細かいニュアンス的なところも含めて、その点検ということの意味づけなのだと思いますが、それ以外は皆さんにおおむね御理解いただいたということですので、事務局、今日幾つかいただいた御意見や内容を少しこの中に反映させていただいて、次回までに適宜修正したものをお出しいただければと思います。よろしく願いいたします。

本日のメインの議題に関しては、以上になりました。

事務局におかれましては、本日、たくさんの意見をいただきましたので、引き続き、論点を整理した上で報告書を修正し、次回の会合までに御準備いただきたいと思います。

皆さんから、何かありますでしょうか。

○杉森参集者 安全点検は、もうちょっと議論を深めた上での報告がまとまっていくという形のイメージでいいわけですね。

○蟹澤座長 次回までに今日の御意見を踏まえたものが出てくるということでございます。どうぞ。

○関根参集者 今、いろいろと御意見が出てきて、今は、道具もインパクトが出てきて、装備もフルハーネスが出てきて、暑いと空調服が出てきて、大体装備云々はそろってきたかなというところがありまして、あとは、今議論している危険意識の向上をどうしたら高められるのかとか、法定点検を励行するにはどうしたらいいかというところの議論がもうちょっとできればいいと思います。私も実際に現場に出ている作業員に教育をどうやってしていくかということはずっと課題だったので、その辺も皆様の知識をいただきながらと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○蟹澤座長 よろしく申し上げます。

せっかくですから将来のそういう展開も含めての報告書としてくださいという御意見であったと思います。

それでは、事務局から、何かありますでしょうか。

○土井建設安全対策室長 今日は、貴重な御意見をありがとうございました。

事務的な連絡ですけれども、本日机上に配付しているファイルにつきましては、そのまま置いてお帰りいただければと思っております。

次回のスケジュールでございますけれども、事前に御連絡しておりますとおり、8月22日に開催を予定しておりまして、午後開催ということで御連絡しておりましたけれども、13時から開催させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○蟹澤座長 ありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

よろしくお願いいたします。

○土井建設安全対策室長 。

本日の議事録について、後日、各参集者にお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。その後、ホームページに掲載する予定としております。

それでは、以上で第6回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。